

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成18年2月3日（諮問第85号）

答申日：平成18年9月20日（答申第47号）

事件名：損失補償に関する文書の部分公開決定処分等に対する異議申立てに関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が鹿角地域振興局建設部の作成した損失補償関係文書（以下「本件対象文書」という。）について行った決定について、当審査会の結論は次のとおりである。

（1）全部公開決定

「工事に係る補償対象者の建物等の補償は、いかなる基準あるいは標準であるかを定めたマニュアルとなるべき文章及びそれに運用した文書」との請求に対し、「秋田県建設交通部の公共用地の取得に伴う損失補償基準」及び「秋田県建設交通部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」を全部公開と決定した処分に対する異議申立ては、不適法なものであり、却下すべきである。

（2）部分公開決定

「工事の全容を表す全測量図で施行に用いられたもの。全容とは工事内容と事業用地を表しているもの」との請求に対し、「計画平面図」を部分公開とした決定は、妥当である。

（3）非公開決定

ア 用地境界確認図

拒否決定及び鹿建－１５６７－５による不存在による非公開決定について、その取消しを求めるとともに、鹿建－１５６７－１による公開決定に対して公開の対象となった文書では不十分として他の文書の公開を、また鹿建－１５６７－５による不存在による非公開決定に対して請求に係る文書に代わる文書の公開を求めるというものである。

異議申立人が主張する異議申立ての理由及び意見は、異議申立書の記載及び意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

1 全体的な所感

補償方法が適正な補償方法なのかということの裏付けが欲しい。

非公開の理由が、個人を特定することになるからという趣旨であるが、自分の損得・得失を目的とするものではなく、行政の公正さが保たれているかという趣旨のもとで要求しているので、その点を汲んで、非公開とされた部分を公開していただきたい。

特に、建物の補償方法について、私の場合、3通りある補償方法のうち曳家方式とすると説明された。曳家方式は自分の現生活を破壊するものであり、これが適正かどうか聞いたところ、局では「残地があつて何とかに該当しなければ曳家方式をとる」のことであった。残地があるからといって「何とか」に該当しないから曳家方式にするのが妥当なのか。周りをみると、残地があるのに曳家方式をとっていない家もある。担当者は「国が決めたことだ」と言うが、果たして国が人の生き方まで邪魔するような方法をとれと言っているのか大きな疑問である。

私の場合は「用地取得に伴う損失」以前の問題ではないのか。誰が取得して、どんな損失を考えているのか、その意味が分からないので、疑問にきちんと答えてくれるように説明してもらいたい。

「用地取得に伴う損失」とは、私が求めているものの一部に過ぎない。

示された文書は、補償方法を決めた段階になってからのものであって、そこに至るまでの取っ掛かりの説明が不十分である。

非公開理由説明書に記載されている「用地交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」というのは語弊がある。本人に対して「決まっていることはこうで、あなたの場合はこうなるのだ」と説明され、それが納得のいくものであれば拒むものではない。当人を無視して交渉を進めるということはよくない。きちんと納得のいくような文書を見せてもらいたい。

また、非公開理由説明書に「補償金額を予測させる」とあるが、金額は局の担当者から既に聞いて知っている。非公開とされた文書に記載されている内容も既に知っている部分もある。ただ、説明そのものが信用できないということだ。

2 各決定に対する異議申立ての理由及び意見

(1) 全部公開決定

請求に対する開示決定そのものは受け入れるが、決定に係る文章だけでは不十分。

曳家補償をすることとしたことを明らかにする文書の公開を求める。

(2) 部分公開決定

住民に配布した「計画平面図」には個人名が明記されている。これは、慣行として公にされているといえる。

(3) 非公開決定

特定個人が識別されて何が損なわれるのか理解できない。

情報公開法の趣旨は、行政事務の過誤の是正と公正を期すことにあるとすれば、肝心要の当人に秘匿するようでは、それは空手形に等しいことになるだろう。

(4) 公開請求拒否決定

異議申立人の承諾があったのだから公になっている。

本人に公開しない情報公開は空手形に等しい。

(5) 不存在による非公開決定

全体を掌握した全体像があるものと推量する。

航空写真に代わり、俯瞰図であっても請求目的にそのので、その開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、鹿角地域振興局建設部が実施した●●地区交通安全施設等整備工事に関する本件対象文書について、平成17年12月26日付けで全部公開決定を、平成18年1月9日付けで全部公開決定以外の決定を不服として、行政不服審査法6条の規定に基づき、秋田県知事になされたものである。

秋田県知事は、各異議申立書に不備があり不適法であることから、平成18年1月5日付け及び平成18年1月12日付けで補正を命じ、異議申立人から平成18年1月15日付けで補正書が提出された。

各異議申立書が適法であることを確認したうえで、平成18年2月1日付けで秋田県情報公開条例（以下「条例」という。）15条の規定に基づき、秋田県情報公開審査会に諮問した。

なお、平成17年12月26日付けの異議申立てについては、全部公開決定に対する異議申立てであるが、申立ての理由から公開決定に対しての反対意見であると判断し、諮問した。

章。

- (7) 工事に係る補償対象者の建物等の補償は、いかなる基準あるいは標準であるかを定めたマニュアルとなるべき文章及びそれに運用した文書。
- (8) 異議申立人の補償には、いかなる補償方法（補償の仕方）が適用されているかを示す文章。
- (9) 既になしおえた工事のうち、異議申立人所有地にかかる土地だけが手つかずで放置されている（鹿角地域振興局では工事中止という）理由は何かを示す文章。

4 本件対象文書の特定と公開決定等について

本件公開請求を受け（1）から（5）までのとおり決定し、平成17年12月15日付けで異議申立人に通知した。

本件対象文書について部分公開決定等を行った理由等は、次のとおりである。

本件対象文書のうち、異議申立人の所有地等個人を特定した内容については、個人に関する情報であり、公開することにより、特定した個人を識別することが出来るため、一般的に事業施行のため作成される行政文書については非公開決定、それ以外の行政文書については公開請求拒否決定とした。なお、3（8）については、異議申立人の補償と記されているが、いかなる補償方法等が適用されているか示す文章という内容から、4（3）のとおり非公開決定とした。

（1）全部公開決定（鹿建－1567－1）

ア 請求内容

- ・ 3（7）工事に係る補償対象者の建物等の補償は、いかなる基準あるいは標準であるかを定めたマニュアルとなるべき文章及びそれに運

用した文書。

イ 行政文書を特定した理由

上記請求は、補償の基準及び補償方法を求めた内容であることから、当県建設交通部所管の公共事業に必要な土地等の取得及び土地等の使用に伴う損失の補償の基準を定めた次の①及び②を行政文書として特定した。

ウ 行政文書の名称

- ① 秋田県建設交通部の公共用地の取得に伴う損失補償基準
- ② 秋田県建設交通部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則

エ 行政文書の内容

①は秋田県建設交通部所管の公共事業の円滑な遂行と損失の適正な補償の確保を図るための基準であり、②はその細則である。

(2) 部分公開決定（鹿建－1567－2）

ア 請求内容

- ・ 3（1）工事の全容を表す全測量図で施行に用いられたもの。全容とは工事内容と事業用地を表しているもの。

イ 行政文書を特定した理由

上記請求は、当該工事の全容及び事業用地を表す行政文書を求めた内容であることから、次の③を行政文書として特定した。

ウ 行政文書の名称

- ③ 計画平面図

エ 行政文書の内容

工事施工に伴い、地形図に計画した構造物を記入した平面図である。他に工事の全容を表す図面は存在しない。

オ 部分公開決定の理由

エ 行政文書の内容

④は起業地に係る土地及びその境界等について調査し、境界等を確定したうえで、用地取得及び登記手続き等に使用するために作成された図面である。

⑤は当該工事に伴い支障となる建物等について、移転補償契約の根拠とするために作成した文書である。その関係者の協力のもとに調査し、補償内容及び補償金額等を記した内容となっている。

オ 非公開決定の理由

④は、個人の境界確認印及び不動産登記内容と違う情報、例えば、所有者の死亡情報及び相続情報、関係人の情報、分筆されていない用地買収線等については、個人に関する情報であり、条例6条1項1号に該当すると判断し、非公開情報となる。更に、前述のとおり、異議申立人の所有地と特定した請求内容であり、公開することにより、特定した個人を識別することが出来るため非公開決定とした。

⑤は、各建物等の関係者の協力のもとに作成した行政文書であり、補償項目及び補償単価、歩掛以外の情報は全て条例6条1項1号に該当する個人に関する情報であると判断し、非公開情報となる。また、補償単価及び歩掛については、他の情報と組み合わせることによって、被補償者に自己の補償金額を予測させ、その金額に固執することが予想され、用地交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあることから、条例6条1項4号に該当すると判断し、非公開情報となる。更に、前述のとおり、「異議申立人の所有する建物等」等と特定した請求内容であり、公開することにより、特定した個人を識別することが出来るため非公開決定とした。

(4) 公開請求拒否決定（鹿建－1567－4）

ア 請求内容

- ・ 3（3）振興局が異議申立人の代行として為した法務局への登記内容を示す申請文書の全部と地積確定した日を示す文書。
- ・ 3（9）既になしおえた工事のうち、異議申立人所有地にかかる土地だけが手つかずで放置されている（局では工事中止という）理由は何かを示す文章。

イ 行政文書の内容

上記請求内容 3（3）は、当振興局が当該工事に伴う用地測量を行った結果、国土調査の成果に誤りがあることが判明し、●●●にて地図訂正を行ったことを指していると推測できるが、当振興局が代行して行った事実はなく、この内容に対する行政文書は当振興局には存在しない。

また、上記請求内容 3（9）は、これまで何度となく協力が得られない場合はその土地については工事を中止する旨を異議申立人に口頭で説明し、結果的に協力を得られなかったため、口頭で工事を中止する旨を伝えている。工事中止に伴う文章は存在しない。

ウ 公開請求拒否決定の理由

前述のとおり、請求内容 3（3）及び（9）は「異議申立人の代行として為した」等個人を特定した内容となっている。このことから、公開請求に係る行政文書の存否を答えること自体が、条例 6 条 1 項 1 号により非公開とすべき個人に関する情報を公開することとなるので、条例 8 条に該当すると判断し、公開請求拒否決定とした。

(5) 不存在による非公開決定（鹿建－1567－5）

ア 請求内容

- ・ 3（5）全工事区間の航空写真（工事着手前の）。

イ 不存在による非公開決定の理由

大規模な工事に伴い広域な地形図を作成する必要がある場合には、航空写真を撮影することもあるが、当該工事では航空写真を撮影する必要性はなく、航空写真は撮影していない。このことから、公開請求に係る行政文書は保有しておらず、不存在による非公開決定とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 平成18年2月3日 | 諮問の受け付け |
| (2) 同年3月15日 | 諮問庁から非公開理由説明書を收受 |
| (3) 同年6月2日 | 異議申立人及び諮問庁が意見陳述 |
| (4) 同年7月20日 | 審議 |
| (5) 同年8月7日 | 審議 |
| (6) 同年9月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 全部公開決定について

実施機関は、公開請求を受けて「秋田県建設交通部の公共用地の取得に伴う損失補償基準」及び「秋田県建設交通部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」を特定した。

当審査会が上記文書を見分したところ、公共用地の取得に伴う損失補償の種類、適用関係及び補償額の算定方法等について詳細に記載されていることが認められ、公開請求書の記載内容及び異議申立人が「請求に対する

開示決定そのものは受け入れる」と述べていることから判断すれば、実施機関の文書の特定は妥当である。

本件において、実施機関は、特定した文書の全部公開決定を行っており、一般に全部公開決定を受けた公開請求者は、同決定に対し行政不服審査法の不服申立てをするということはあり得ない。現に本件異議申立てにおける異議申立人の主張は、本件公開決定そのものに対する具体的な不服ではなく、異議申立人に対する補償方法への不満を述べ、新たな行政文書の公開を請求しているに過ぎない。

以上のことから、本件異議申立ては、不適法なものであると判断した。

2 部分公開決定について

実施機関は、公開請求を受けて「計画平面図」を特定し、部分公開の決定を行っている。

当審査会が上記文書を見分したところ、施工の概要が詳細に記載され、実施機関が非公開とした部分には、建物の所有者の氏名が記載されていることが認められる。

当該建物の所有者の氏名は、個人に関する情報であって、特定個人を識別できる情報に該当する。しかし、個人情報であっても、条例6条1項1号ただし書に該当すれば、公開すべきこととなるので、その点について検討する。

異議申立人は、実施機関が個人名の記載された図面を住民に配付したことをもって、当該個人名は慣行として公にされている旨主張している。しかし、当該図面は、当該事業の関係住民に限定して配付されたものであり、何人にも知りうる状態に置かれているとはいえない。したがって、当該事業に係る建物の所有者の氏名は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められず、

同号ただし書(一)に該当しない。また、同号ただし書(二)から(五)までのいずれにも該当しない。

以上のことから、建物の所有者の氏名を非公開とした決定は、妥当であると判断した。

3 非公開決定について

実施機関は、公開請求を受けて「用地境界確認図」及び「建物等調査積算報告書」を特定し、非公開の決定を行っている。

(1) 用地境界確認図について

当審査会が見分したところ、「用地境界確認図」は、表題、請負者等の情報、作成方法に関する情報、立会確認の各欄及び図面から構成されていることが認められる。

実施機関は、上記文書の一部に個人に関する情報が記載されていることから条例6条1項1号に該当すると判断し、文書全体を非公開としているが、条例2条1項及び5条の規定によれば、公開請求の対象を「情報」ではなく「行政文書」としていることは明らかであり、本件のように、異議申立人の所有地に限定した情報を公開請求された場合であっても、当該行政文書のうちその情報が記載されている部分のみが公開請求の対象となるのではなく、当該行政文書全体が対象となるものである。その上で、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができるときは、当該非公開情報に係る部分を除いて公開をしなければならぬ。

したがって、上記文書に記録されている情報のすべてについて、条例6条1項に規定する非公開情報のいずれかに該当するかの判断をする必要があり、以下のとおり検討した結果、文書全体を非公開とした決定は、

取り消すべきものと判断した。

ア 表題欄には、当該工事の年度、路線名、箇所名、工事名、縮尺及び実施機関名が記載されていることが認められるが、いずれも条例6条1項1号に規定する個人情報に該当せず、また、同項2号から8号までに規定する非公開情報にも該当しないことから、公開すべきである。

イ 請負者等の情報欄には、請負者の名称、測量者の氏名、測量年月日及び測量方法等が記載されていることが認められる。

(ア) 測量者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。さらに、当該氏名は法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められず、また、条例6条1項1号ただし書(二)から(五)までのいずれにも該当しないことから、非公開が妥当である。

(イ) 測量者の氏名以外の項目は、同項1号に規定する個人情報その他同項各号に規定する非公開情報のいずれにも該当しないことから、公開すべきである。

ウ 作成方法に関する情報欄には、図面を作成するために使用した三角点等の情報が記載されていることが認められるが、いずれも条例6条1項1号に規定する個人情報その他同項各号に規定する非公開情報のいずれにも該当せず、公開すべきである。

エ 図面には、筆ごとに地番・地目、土地所有者等の氏名、面積等並びに用地買収後の分筆予定線及び買収予定面積が記載されていることが認められ、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

(ア) これらの情報が土地登記簿の登記内容と一致している場合は、法令の規定により公にされていると認められることから、公開す

べきである。

(イ) 登記簿の登記内容と一致していない地目、面積、登記名義人の現在の状況、所有者の氏名及び現在の状況に関する事項又は土地売買契約締結、分筆及び所有権移転の登記が完了していない事項については、上記イ（ア）と同様の理由により、非公開が妥当である。

オ 立会確認欄のうち、文書右側の部分には、土地の所在・地番、立会人の住所・氏名、登記名義人並びに立会人の現在の状況、確認年月日及び印影が記載されていることが認められる。

このうち、土地の所在・地番及び立会人の住所・氏名は、上記エ（ア）と同様の理由により、公開すべきである。しかし、立会人の住所、氏名及び現在の状況に関する事項並びに登記簿の登記内容と一致していない登記名義人に関する事項については、上記イ（ア）及びエ（イ）と同様の理由により、非公開が妥当である。

また、立会人の印影は、上記イ（ア）と同様の理由により非公開が妥当であるが、立会年月日は、上記アと同様の理由により公開すべきである。

立会確認欄のうち、文書左下の部分には、道路管理者等の職・氏名、印影等が記録されているが、いずれも条例6条1項に規定する非公開情報に該当しないと認められるので、公開すべきである。

(2) 建物等調査積算報告書について

当審査会が見分したところ、上記文書には、被補償者の住所・氏名、物件の所在・地番・数量・単位、補償の種類・内容及び単価・補償金額等の情報が記載されていることが認められる。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別する

ことができる情報であると認められる。建物については、その所有状況が不動産登記簿により公示される制度があるものの、建物の価格を形成する要因のすべてが公示されるものではなく、内部の仕上げ、使用資材、施工態様、損耗の状況等の詳細までは明らかにされるものではない。また、工作物、動産、立木等については、一般的に公示されるものではなく、また、必ずしも一般人の目に触れるものではない。したがって、地番、種類、構造及び床面積以外の建物に関する情報並びに工作物、動産、立木等に関する情報は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められず、条例6条1項1号に該当し、非公開が妥当である。

以上のことから、上記文書から非公開とすべき情報を除いた場合、残った文書には有意の情報が記録されているとは認められないこととなるため、文書全体を非公開とした決定は、妥当であると判断した。

なお、本件において、異議申立人は、いわゆる自己情報の開示請求を行っているものと解されるが、情報公開条例は、請求の目的のいかんを問わず、また、何人にも等しく情報の公開請求を認めるものであり、個人情報についても、条例6条1項1号ただし書(一)から(五)までに該当するもの以外は、請求者が当該個人本人であるか否かにかかわらず何人に対しても公開することはできないとしているので、異議申立人の主張は、情報公開条例の下においては認めることができないものである。

また、実施機関は、複数の非公開事由を主張しているが、条例6条1項各号のいずれかに該当すれば、当該情報を非公開とすべきこととなるため、当審査会では、その余の事由については判断しない。

4 公開請求拒否決定について

(1) 「振興局が異議申立人の代行として為した法務局への登記内容を示す

申請文書の全部と地積確定した日を示す文書」について

本件請求に係る文書は、当該工事に伴う用地測量の結果、異議申立人が所有する土地の登記面積に誤りがあり、正しい地積を登記するために法務局に提出された文書と考えられる。

実施機関の説明によれば、この登記面積の誤りは、国土調査成果の誤りであることから、登記に関する手続は国土調査の実施主体である●●●が行ったものであり、鹿角地域振興局は関与していないとのことである。条例上、行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し又は取得した文書をいうが、本件請求に係る文書は、実施機関の所掌外の事項に関するものであり、実施機関は本件請求に係る文書を作成する権限を有していない。

一方、実施機関は、既に非公開理由説明書において、本件請求に係る文書は存在しないことを明らかにしている。

以上のことから、実施機関は本件請求に係る文書について、不存在を理由に非公開決定すべきであり、実施機関が行った存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、取り消すべきものと判断した。

なお、公開又は非公開の決定（公開請求拒否決定を含む。）は、行政文書に記録されている情報に基づいて判断されるべきであり、行政文書を一般的に作成されるものとそうでないものに区分するという考えは当審査会では採用しない。

(2)「既になしおえた工事のうち、異議申立人所有地にかかる土地だけが手つかずで放置されている理由は何かを示す文章」について

実施機関は、非公開理由説明書において、異議申立人に対し工事を中止する旨を口頭で説明したため、文章は存在しないと主張しているのであるから、(1)と同様の理由により、実施機関は本件請求に係る文書

について、不存在を理由に非公開決定すべきであり、実施機関が行った存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、取り消すべきものと判断した。

5 不存在による非公開決定について

本件請求に係る「工事着手前の全工事区間の航空写真」について、広域な地形図を作成する必要がある大規模な工事と異なり、現道沿いに歩道を設置する程度の当該工事では航空写真を撮影する必要はなく、現に航空写真は撮影していないとする実施機関の説明は合理的であり、他に当該説明を覆す事情も認められない。

異議申立人は、航空写真に代わり全体を掌握した俯瞰図の公開を求める旨主張するが、異議申立人は、既に工事の全容を表す全測量図の公開を請求し、部分公開の決定を受けているのであり、異議申立ての理由とは認められない。

以上のことから、本件対象文書につき、不存在を理由に非公開とした決定は、妥当であると判断した。

第6 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
会 長	小賀野 晶 一	千葉大学大学院専門法務研究科教授
会長代理	柴 田 一 宏	弁護士
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師
	本 田 雅 子	秋田経済法科大学経済学部助教授
	三 浦 清	弁護士

別紙 公開すべき部分（用地境界確認図）

- 1 表題が記載されている部分
- 2 請負者等が記載されている部分（測量者の氏名を除く。）
- 3 使用三角点等が記載されている部分
- 4 立会確認欄のうち
 - （ア）土地の所在及び地番
 - （イ）登記名義人の住所・氏名と一致している立会人の住所・氏名
 - （ウ）立会人が登記名義人と一致していない場合の登記名義人の住所及び氏名
 - （エ）確認年月日
 - （オ）道路管理者等に係る立会確認に関する部分
- 5 図面のうち
 - （ア）土地の所在及び地番
 - （イ）登記簿の登記内容と一致している土地の地目及び地積
 - （ウ）登記名義人と一致している所有者の氏名
 - （エ）所有者が登記名義人と一致していない場合の登記名義人の氏名
 - （オ）分筆及び所有権移転登記が完了している部分に係る分筆予定線及び買収予定面積